○総務省令第

号

電 波 法 昭昭 和 + 五. 年 法 律 第 百  $\equiv$ + 号)  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き、 及 び 同 法 を 実 施 す る ため、 電 波 法 施 行

規 則 及 び 無 線 局 運 用 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令 を 次  $\mathcal{O}$ よう に 定 8) る。

令和年月日

総務大臣 松本 剛明

電 波 法 施 行 規 則 及 び 無 線 局 運 用 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正す る 省

(電波法施行規則の一部改正)

次

 $\mathcal{O}$ 

表

12

ょ

り、

改

正

前

欄

12

掲

げ

る

規

定

 $\mathcal{O}$ 

傍

線

下

線

を

含

む

以

下

 $\mathcal{O}$ 

条

12

お

1

て

同

を

付

第 条 電 波 法 施 行 規 則 昭 和 + 五. 年 電 波 監 理 委 員 会 規 則 第 + 兀 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

又 は 破 線 で 井  $\lambda$ だ 部 分 を ک n 12 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L 又 は 破 線 で 拼 W だ

含 部 む 分 0) 以 ょ う 下 に  $\sum_{}$ 改  $\mathcal{O}$ 条  $\Diamond$ に 改 お 正 1 7 前 欄 同 U° 及 び 改 を 正 付 後 欄 L た に 規 対 応 定 L 以 て 撂 下 げ る  $\mathcal{O}$ 条 そ 12  $\mathcal{O}$ お 標 記 1 て 部 分 対 に 象 規 重 定 傍 線 لح ١ ر う。 重 下 線 を

は 改 正 前 欄 に 掲 げ る 対 象 規 定 を 改 正 後 欄 に 掲 げ る 対 象 規 定 と L 7 移 動 L 改 正 後 欄 に 掲 げ る 対

象 規 定 で 改 正 前 欄 にこ れ に 対 応 す る t  $\mathcal{O}$ を 掲 げ て 1 な 1 t  $\mathcal{O}$ は れ を 加 え る。

るとともに、異常を検知したときには通報する機能を設けていることを証する書類 (注8)

- (5) 無線局運用規則第137条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含 <u>む。)に規定する時間における保守運用体制</u>に係る対策を講じていることを証す
- (6) 作業の分担、連絡体系、責任の範囲等の保守運用体制を明確にしていることを 証する書類<u>(注8)</u>

る書類 (注7、8)

- (7) 設備の動作状況を監視し、故障等を検知した場合は、必要に応じ、自動若しくは遠隔操作による予備設備への切替え、遠隔操作による停止・始動又は現地での
- 定期的に保守点検を実施することを証する書類 (注8)

修理を行うこと及びそれらの記録をとることを証する書類<u>(注8)</u>

(日本産業規格A列4番)

Ŭ

[注1・2 略]

確認を求める該当条項の不要の文字は削除すること。

4 運用規則第137条の2第1項又は第2項に規定する基地局のうち対象となる基地局を「令和〇年度に定期検査の指定を受けた無線設備規則第3条第4号の5に規定する通信を行う基地局」のように記載すること

5~8 [器

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

るとともに、異常を検知したときには通報する機能を設けていることを証する書類<u>(注7)</u>

5

- (6) 作業の分担、連絡体系、責任の範囲等の保守運用体制を明確にしていることを 証する書類<u>(注7)</u>
- (7) 設備の動作状況を監視し、故障等を検知した場合は、必要に応じ、自動若しく (7) 設備の動作状況を監視し、故障等を検知した場合は、必要に応じ、自動若しく
- 定期的に保守点検を実施することを証する書類 (注7)

8

油

辺 (日本産業規格A列4番)

[注1・2 同左]

[新設]

連用規則第137条の2に規定する基地局のうち対象となる基地局を「令和○年度に定期検査の指定を受けた無線設備規則第3条第4号の5に規定する通信を行う基地局」のように記載すること

7 [同左]

## (無線局運用規則の一部改正)

第二条 次 0 無線 表 に よ 局 り、 運 用 規 改 正 則 前 昭 欄 に 和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正 掲げ る 規定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を付 L た部分をこれ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に する。 掲 げる

下この 条 に お ١ ي て 「対象規定」 という。 はこれを加 え る。

規 定

0

傍

線

を

付

L

た

部

分

 $\mathcal{O}$ 

よう

ĺ

改

め、

改

正

後

欄に掲

げ

るそ

 $\mathcal{O}$ 

標記

部

分に二

重

傍

線

を付

L

た

規

定

。 以

改正後	改正前
(監視制御機能及び保守運用体制)	(監視制御機能及び保守運用体制)
第百三十七条の二 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信(同条第四号の五及び第四号	第百三十七条の二 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信(同条第四号の五及び第四号
の七に規定するものに限る。)を行う基地局又は同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセ	の七に規定するものに限る。)を行う基地局、同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセス
スシステム(同条第十二号及び第十二号の二に規定するもののうち、無線局根本基準第三条第	システム(同条第十二号及び第十二号の二に規定するものに限る。)の基地局又は同条第十五
二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステム(次項において「自営等広帯域移	号に規定するローカル5Gの基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものは、そ
動無線アクセスシステム」という。)以外のものに限る。)の基地局であつて、その空中線電	の無線設備の機能を維持するため、次の各号に掲げる監視制御機能及び保守運用体制について
力が一ワットを超えるものは、その無線設備の機能を維持するため、次の各号に掲げる監視制	、それぞれに定める対策の下、運用するよう努めるものとする。
御機能及び保守運用体制について、それぞれに定める対策の下、運用するよう努めるものとす	
<b>්</b>	
[一•二 略]	[一・二 同上]
2 前項の規定は、自営等広帯域移動無線アクセスシステム又は設備規則第三条第十五号に規定	[新設]
するローカル5Gの基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものについて準用す	
る。この場合において、同項第二号⑴中「二十四時間三百六十五日にわたる保守運用体制」と	
あるのは「基地局の運用時間中の保守運用体制」と読み替えるものとする。	
備考 表中の [ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記	記である。

附

則

公布の日から施行する。